

長与町告示第115号

物価高騰対応レシートキャンペーン業務委託に関する契約について

令和7年9月19日

長与町長 吉田慎一

物価高騰対応レシートキャンペーン業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6第1項及び長与町財務規則（平成17年規則第5号）第91条第1項の規定により、次のとおり公告する。

1. 入札に付する事項

- (1) 入札番号 7産委第4号
- (2) 件名 物価高騰対応レシートキャンペーン業務委託
- (3) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 契約期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

2. 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、当該業務に係る長与町長より競争参加資格があることが確認された旨の競争入札参加資格確認通知（様式1）を受けていることとする。

- (1) 令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年要領第4号）第3条及び第4条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第2条第6号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 所在地における国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、道府県税及び都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納した実績がないこと。
- (7) 入札参加資格の申請に際し、長与町が求めた個別添付書類が提出済であること。

3. 受付及び入札説明書等の配布期間、方法

- (1) 配布期間 公告日から令和7年9月30日（火）まで。
- (2) 受付期間 公告日から令和7年9月30日（火）まで。
- (3) 取得場所 長与町役場2階 産業振興課
又は、長与町ホームページからダウンロードしてください。

4. 暴力団等排除について

長与町暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の町の事務又は事業により暴力団に利益

を与えることがないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は入札に参加することができない。

誓約書に違反した場合、契約解除等の措置を行う。

5. 入札参加資格の確認等

(1) 入札の参加希望者は、次に掲げる申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することはできない。

ア 提出期間 公告日から令和7年9月30日（火）まで

※土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00まで。

イ 提出場所 「20. 書類提出先、問合せ先」に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送（「一般書留郵便」若しくは「簡易書留郵便」に限る）による。郵送の場合は、提出期限までに担当課に必着のこと。

(2) 提出書類は、次のとおりとする。

所定の競争入札参加資格審査申請書（様式2）に、次に掲げる書類を添付して、提出するものとする。

ア 国税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

イ 都道府県税の未納がないことの証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

ウ 市町村民税の完納証明書の写し。なお、提出日時点において当該証明日が3か月以内のものとする。

エ 国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことがある場合、当該契約の契約書の写しが確認できるもの

(3) 申請書類に基づく審査結果は、令和7年10月1日（水）までに競争入札参加資格確認通知書により通知する。郵送通知（電話もしくは電子メール併用）

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。

6. 仕様書等に対する質問

(1) 質問期間 公告日から、

令和7年9月30日（火）17時00分まで。

(2) 質問方法 質問事項を指定の質問書（様式3）に記入のうえ、下記メールアドレスに送付すること。

長与町役場産業振興課：sanshin@nagayo.jp

(3) 質問回答 令和7年10月1日（水）17時00分までに質問者へメールで回答。

7. 入札説明会 実施しない

8. 入札書の記載

(1) 入札書（様式4）に記載する金額は、契約期間における総価を入札金額とする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に

相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9. 入札に関する事項

- (1) 郵送による入札とする（来所提出可）。入札書の提出は、「20. 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に、一般書留又は簡易書留のいずれかにより郵送すること。
ア 提出期限日 令和7年10月7日（火）必着
- (2) 入札書の日付は、入札書作成日を記載すること。
- (3) 入札者は、入札書の記載事項（首標金額を除く。）について訂正したときは、訂正印を押さなければならない。
- (4) 入札者は、業務に係る、一切の諸経費を含めた契約金額を見積もらなければならぬ。
- (5) 入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (6) 入札者が1者であっても、入札を執行するものとする。
- (7) 入札回数は、1回とする。
- (8) 入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び持参するものについては、「【別紙】入札書用封筒等の記載方法、使用する封筒及び持参するもの」を参照のこと。
- (9) 競争入札参加資格確認結果通知書を受理した後、入札完了までに入札を辞退する場合は、開札の前日17時00分までに入札辞退届（様式5）を「20. 書類提出先、問合せ先」で指定する場所に提出すること。

10. 開札に関する事項

- (1) 開札日時及び場所
 - ア 開札日時 令和7年10月8日（水）10時00分
 - イ 開札場所 長与町役場2階第2会議室
- (2) 開札の立会は、応札者であれば立会うことができる。ただし、1業者1名とする。
- (3) 立会いを希望するものは、開札日前日までに「20. 書類提出先、問合せ先」に連絡すること。
- (4) 立会い者が2名未満の場合、当該入札事務に關係の無い職員を立ち会わせ、最低立会い者を2名とする。

11. 入札の無効

次に掲げる場合は、その入札は無効とする。

- (1) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (4) 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (5) 入札者が談合して入札したとき。
- (6) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (7) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (8) 指定日以降の日に到着したもの
- (9) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

12. 落札者の決定

- (1) 定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低価格となる総

価をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

なお、落札候補者は、入札額の基礎となる料金等の総額を記載した入札内訳書を、発注者が別に指定する日までに提出すること。

提出された入札内訳書を審査（以下「事後審査」という。）し、条件を満たしていることが認められた場合、落札者とする。

（2） 落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

（3） 当該落札候補者が事後審査の結果、条件を満たしていないと認められた場合は、当該入札の次順位者を落札候補者とし、事後審査を行うものとする。以降、同じ。

13. 入札保証金

（1） 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、すでに履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

（2） 入札保証金の納入期限

入札参加者は、長与町が発行する納入通知書により、入札・開札日の前日までに、指定する金融機関において入札保証金を納入し、領収証書の写しを入札書と併せて提出するものとする。

なお、長与町が発行する納入通知書は、競争入札参加資格確認通知と併せて送付する。

（3） 入札保証金の返還等

入札参加者は、下表の区分に応じ、入札保証金の返還に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に返還する。

その際、入札保証金には利息を付さないものとする。

区分	入札保証金の返還に係る請求書提出の時期
落札者	契約締結後
落札者以外	開札終了後

（4） 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、町に帰属するものとする。

14. 契約保証金

（1） 落札者は、契約金額の100分の10の金額を納付しなければならない。ただし、次のア、又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

ア 落札者が保険会社との間に長与町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約者が、国（公団等を含む。）又は地方公共団体と、この入札に付する事項と種類

及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類として、この入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約であり、すでに履行期間を終えているものの契約書の写しを提出したとき（その者が、当該契約を確実に履行するものと認められるときに限る。）。

（2） 契約保証金の納入期限

落札者は、長与町が発行する納入通知書により、落札決定の通知の日から7日以内に、指定する金融機関において契約保証金を納入し、領収証書の写しを契約書と併せて提出しなければならない。なお、当該納入通知書は、落札決定通知書と併せて送付する。

（3） 契約保証金の還付

契約保証金を納入した落札者は、契約履行後に契約保証金の還付に係る請求書を長与町役場会計課に提出するものとする。長与町は、請求書を受理した後、30日以内に還付する。その際、契約保証金には利息を付さないものとする。

（4） 契約保証金の長与町への帰属

長与町財務規則第115条第1項各号の該当による契約の解除の場合（同項第1号の該当による契約の解除の場合は、落札者（契約相手方）の責めに帰すべき理由があるときに限る。）は、契約保証金は、長与町に帰属するものとする。

15. 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から7日以内にこれを長与町長に提出しなければならない。

（1） 落札者は、契約書に仕様書を袋とじしたものを2部作成する。

（2） 「契約書」は、町、契約の相手方各1部を所持する。

16. 前払い金

本契約においては、前払い金の支払いは行わない。

17. 支払条件

（1） 委託料の支払いは、実績払いとする。

（2） 発注者は、業務完了後に検収を行う。検収終了後、受注者は、受注者の定める任意の様式による請求書により、発注者へ請求するものとする。

（3） 発注者は、（2）の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

18. 異議の申し立て

入札した者は、入札後、公告、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

19. その他

（1） 申請書及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

（2） 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。

（3） 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。

（4） 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力すること。

（5） 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（6） 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規定を承知のうえ入札すること。

(7) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及び長与町財務規則等の関係例規の定めによること。

20. 書類提出先、問合せ先

長与町役場 建設産業部 産業振興課（長与町役場 2階）

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1

電話 095-801-5836（直通）

FAX 095-883-3337

E-MAIL sanshin@nagayo.jp

※ 産業振興課での書類等の取得、問合せは、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分までとする。